令和８年（2026年）１１月１８日
教育委員会教育部文化財保護課

重要文化財旧下関英国領事館に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、重要文化財旧下関英国領事館に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和８年第４回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を決定します。

記

１　選定の概要

（１）施設の概要

①名　　称　重要文化財旧下関英国領事館

②所 在 地　下関市唐戸町４番１１号

③施設内容　本館（展示室、休憩室等)、附属屋ギャラリー、中庭

（２）指定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

（３）指定管理候補者の概要

①名　称　　株式会社プランドゥ

②所在地　　下関市唐戸町３番８号

③主な業務内容　施設管理業務、指定管理業務、飲食業務

２　選定までの経緯

令和８年　８月２７日	公募により応募団体を募集
令和８年　９月　８日	説明会の実施
令和８年１０月　２日	募集・受付の終了
令和８年１０月１３日	下関市指定管理候補者選定委員会（重要文化財旧下関英国領事館）から下関市教育委員会が答申書を受理
令和８年１０月２０日	下関市教育委員会が指定管理候補者を選定

３　応募資格

次の（１）から（４）までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又はその共同事業体。個人による応募は不可。

（１）市内に事業所、営業所等を有していること、又は、応募時までにこれらを設置していること。

（２）次のいずれにも該当していること。

①　法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

②　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中でないこと。

③　指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去２年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

④　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。

⑤　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

⑥　過去２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

⑦　インボイス制度における適格請求書発行事業者としての登録を受けていること。

⑧　共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が①から⑦までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。

イ　応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。

ロ　指定管理候補者に選定されたときは、市と旧領事館の管理運営に関する協定を締結する時までに、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

（３）消防法（昭和２３年法律第１８６号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を配置することができること。

（４）現地説明会に参加すること。

４　応募状況

現地説明会参加団体数　２団体

申込書提出提出団体数　２団体（株式会社プランドゥ、一般社団法人からまち）

５　選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（重要文化財旧下関英国領事館）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市教育委員会に提出されました。

下関市教育委員会は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、応募団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理候補者として選定しました。

６　下関市指定管理候補者選定委員会（重要文化財旧下関英国領事館）の委員（６人）

【学識経験者】三浦正幸（広島大学　名誉教授）

【学識経験者】南博（北九州市立大学地域戦略研究所　教授）

【経営に関する有識者】石光孝英（石光税理士事務所　所長）

【利用に関する有識者】五十嵐美紀子（下関市文化協会　顧問）

【利用に関する有識者】中村忠生（唐戸自治会　副会長）

【管理運営に関する有識者】門田重雄（下関市教育委員会　教育部長）

７　選定基準

別紙１のとおり

８　指定管理候補者選定委員会の審査結果

（1）採点結果　　（A～F 委員は４で標記する委員の順番と異なります。）

①株式会社プランドゥ

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計点	平均点
89	78	78	73	63	74	455	76

②一般社団法人からまち

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計点	平均点
88	58	60	56	54	61	377	63

（2）指定管理候補者選定委員会での主な意見

・文化財を守ることだけではなく、全体の活用・地域の活性化を図っていくという考え方をもっていることは、評価できる。

・ずっとこの施設の指定管理をしているので、安心感がある。

・文化財を守るということを第一に大切にしていて、それを使って地域に展開したいという強い思いがあるので、有り難い。

・一定規模を有しており、安定的な運営が期待できる。

・地域の他施設等との連携も期待できる。

（3）議事録（要点）

別紙２のとおり

９　選定結果

下関市教育委員会は、指定管理候補者の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、株式会社プランドゥを指定管理候補者に選定しました。

（1）選定された団体の主な提案内容

別紙３のとおり

（2）選定の主な理由

①　下関市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第４条第１項各号の選定基準を満たしているため。

②　下関市指定管理候補者選定委員会（重要文化財旧下関英国領事館）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

10　提案額

５年間の平均額　　２２，５００，０００円

５年間の合計額　　１１２，５００，０００円